

銀行が破綻したら、 預金は**どうなる？**

「1,000万円まで保護」の **落とし穴** を、やさしく解説



医知創造ラボ

預金保険制度をやさしく解説

保護されるのは 「1金融機関ごと」に元本 1,000万円＋利息

結論

超えた分は、戻らないことがあります。

今日話す3つのこと

1

保護の仕組みを知る

なぜ「1,000万円＋利息」なのか

2

見落としがちな落とし穴

名寄せと、対象外の預金

3

超えたらどうするか

今日からできる備え方

この保護、手続きは不要です

この保護のしくみを運営しているのが、預金保険機構です。

自動的にかかっている保険

対象になる金融機関の預金なら、**保険料は銀行が負担**していて、
預金者側の加入手続きは不要です。

その分け方、意味がないかもしれません

✕ 同じ銀行の支店を分ければ、それぞれ1,000万円まで保護される

○ 同じ銀行なら支店をまたいでも合算（名寄せ）。保護の単位は「銀行ごと・預金者ごと」

対象になる預金、ならない預金

区分	具体例	
保護の対象	普通預金・定期預金・当座預金 など	対象
対象外	外貨預金・譲渡性預金 など	対象外

対象外の預金は、状況により**一部カット**されることも。

ACTUALLY...

上限なし

実は、金額の上限なく
全額保護される預金があります

出典：預金保険機構「保護の範囲」（決済用預金）

「一般預金」と「決済用預金」

一般預金

合算して
元本1,000万円＋利息まで

≠

決済用預金

上限なく
全額保護

無利息などの条件つきで、**上限なく**保護される預金です。

「決済用預金」とは

決済用預金 けっさいようよきん

「無利息・預金者がいつでも払戻しを請求できる・決済サービスを提供できる」という3つの条件を満たす預金のことです。

例えるなら 上限のない金庫のような存在です。

元本1,000万円を超えたら

1



STEP 1
分ける

複数の金融機関に分けて預ける。銀行が違えば、それぞれ別に名寄せされます

⋮

2



STEP 2
活用する

当面動かさない資金は、決済用預金も選択肢です

⋮

3



STEP 3
確認する

預金以外の置き場所も、前回の動画（個人向け国債）で紹介しています

今日の3つの持ち帰りポイント

01

名寄せで判定

同じ銀行なら、支店をま
たいても合算されます。

02

対象外の 預金がある

外貨預金・譲渡性預金な
どは対象外です。

03

分けて備える

複数の金融機関・決済用
預金・預金以外の選択肢
で備えられます。



ご視聴にあたってのお願い

この動画は**預金保険制度の一般的な解説**であり、
特定の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものでは
ありません。

実際の判断は、必ずご自身で**金融機関・専門家に**
ご確認のうえ行ってください。

ご視聴ありがとうございました



概要欄をチェック
参考情報を掲載中



チャンネル登録
役立つ話題を
お届けします



高評価で応援
次回もお楽しみに

預金が守られていても、実は引き出せなくなることがあります。親が認知症になったときです。

次回の動画で、くわしく解説します。